

川根本町行政改革大綱

平成 18 年 10 月

川 根 本 町

I	行政改革推進の基本的な考え方	1
	1. 行政改革の必要性	
	2. 行政改革の目標	
	3. 行政改革の基本方針	
	4. 行政改革推進体制	
	5. 計画期間	
	6. 実施計画期間	
II	行政改革推進の具体的方策	3
	【行政改革の推進施策と体系】	3
	1. 効率の高い行政運営の推進	4
	(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
	(2) 民間委託等の推進	
	(3) 定員管理及び給与の適正化等	
	2. 新しい行政運営システム（新公共経営システム）への取組み	4
	(1) 行政評価システムの導入及び推進	
	(2) 職員の意識改革、人材育成	
	3. 連携・協力による町民に開かれた行政	5
	(1) 情報の共有化	
	(2) まちづくりへの町民参加	
	4. 財政の健全化	5
	(1) 安定した歳入の確保	
	(2) 経費の節減	

I 行政改革推進の基本的な考え方

1. 行政改革の必要性

川根本町は、近年のさまざまな行政課題（地方分権時代の到来、少子高齢化社会の進行、日常生活圏の拡大と広域的行政課題、多様化・高度化する住民ニーズ等）に対応するため、旧中川根町と旧本川根町の2町が合併し、行政サービスの向上や事務事業の効率化及び財政基盤の強化等を図り、地域資源を一体的に活用したまちづくりを進め、地域の活性化を推進するために誕生しました。

川根本町の新町建設計画は、町が目指すべき目標であるまちの「将来像」を【水と森の番人が創る癒しの里 川根本町】と設定し、将来像の実現のため6つの基本方針を定めました。

川根本町行政改革大綱は、新町建設計画に基づく町の実現のため、基本方針のひとつである「ひと（町民）とまち（行政）みんなが主役のふるさとづくり」を推進し、町民と行政等が連携し、町民に開かれた行政を進めるとともに、効率の高い行政運営を図っていくために策定するものです。

2. 行政改革の目標

新しいまちづくりの主役は町民であることを基本に、町民と行政や各種団体などが適切に協力し合いながら新しい町を創っていく「町民と行政の協働によるまち」を目指し、行政は情報の積極的な提供に努め、だれもがまちづくりに参加しやすい仕組みの構築を進めるとともに効率的で効果的な行財政運営を図ります。

3. 行政改革の基本方針

町は、上記の目標を達成するための、次の4項目を行政改革推進の基本方針とします。

(1) 効率の高い行政運営の推進

合併による合理化効果を高めていくため、計画的な人事管理や組織の合理化の過程にあわせ、変化していく行政需要に対応した事務事業の整理合理化と機構改革を進めます。

(2) 新しい行政運営システムへの取り組み

新公共経営（ニュー・パブリック・マネジメント）の発想に立ち、あらゆる分野の業務内容を見直し、町民の視点で施策の必要度や満足度について評価し、その結果を反映させていくシステムの導入を進めます。

(3) 連携・協力による町民に開かれた行政

町民・各種団体・企業等が様々な分野でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、町民の意見や創意がまちづくりに活かされるように、町民と行政の情報のコミュニケーションを促進し、情報の積極的な提供と共有化を進めます。

(4) 財政の健全化

最小の経費で最大の効果を発揮させるため、限られた地域資源を最大限に生かした地域経営の観点から歳出の抑制と歳入の確保に努め、財政の健全化に取り組みます。

4. 行政改革推進体制

行政改革の進行管理は、庁内組織として「川根本町行政改革推進本部」及び「川根本町行財政事務改善委員会」を設置し、また有識者による「川根本町行政改革推進委員会」を設置し報告を行うほか、町広報紙等を活用し町民への公表に努めます。

5. 計画期間

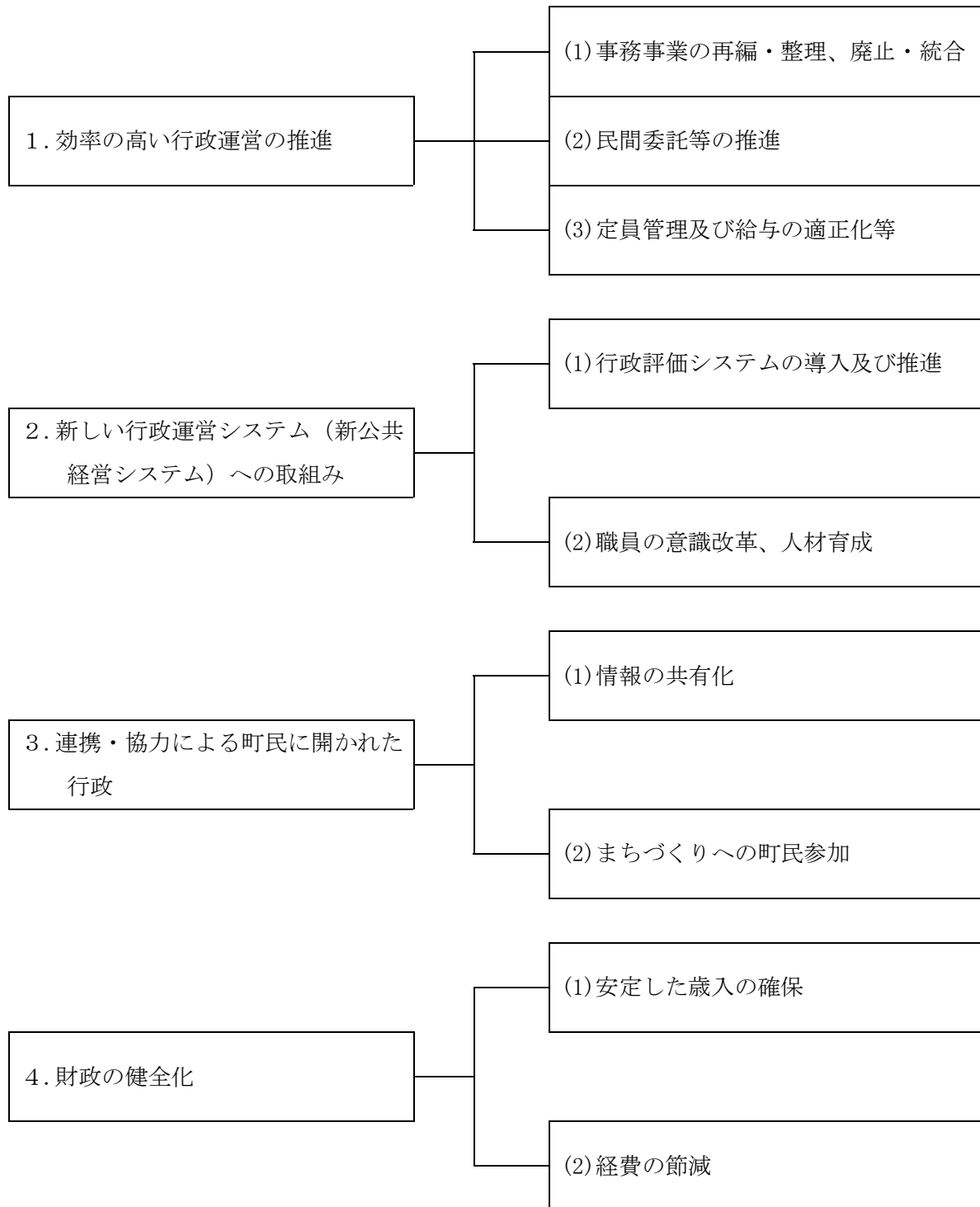
この行政改革大綱は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の計画とする。

6. 実施計画期間

本大綱に基づく実施計画は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とする。

II 行政改革推進の具体的方策

【行政改革の推進施策と体系】



1. 効率の高い行政運営の推進

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

健全な財政運営に配慮しつつ少子高齢化や多様化する行政需要に的確に対応し、より効率的な行政サービスの提供を目指し事務事業の見直しや改善を図ります。

また、町民に分かりやすく、新たな行政課題に的確に迅速に対応していくために、定員管理計画との整合性をとりながら、簡素化された組織・機構への再編を図ります。

(2) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、行政が担うべき役割や責任を明確化し、民間に任せられることは民間に任せることを基本として、指定管理者制度や民間委託の活用などを行っていきます。

(3) 定員管理及び給与の適正化等

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

また、業務の性格や内容を踏まえつつ、町民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を推進します。

2. 新しい行政運営システム（新公共経営システム）への取り組み

(1) 行政評価システムの導入及び推進

多様化・高度化する町民ニーズに今後も対応していくためには、町民にとって何が望むサービスなのか成果なのかを評価・検証しながら行政を行う必要があります。そのために、行政評価システムの導入により、計画策定（P l a n）－実施（D o）－検証（C h e c k）－見直し（A c t i o n）のサイクルを構築し、効率的で質の高い行政サービスの提供を図ります。

(2) 職員の意識改革、人材育成

少子高齢化社会の進行や厳しい財政状況下において、限られた職員数で高度な町民ニーズに対応していくことが求められる現在、いかに効率的・効果的に財源を使用するかというコスト意識の徹底と地方分権社会の担い手にふさわしい政策立案能力と説明責任能力に優れた人材の育成に努めます。

3. 連携・協力による町民に開かれた行政

(1) 情報の共有化

町民と行政等の連携・協力のもとでまちづくりを推進するには、行政の公正の確保と透明性の向上を図らなくてはなりません。町は、個人情報保護に留意しながら、情報の積極的な提供と共有化に取り組めます。

(2) まちづくりへの町民参加

施策の推進にあたり、町民が行政に関心を持ち、積極的にまちづくりに参加できるように、その計画段階から広く情報提供し、幅広く住民の意見を採り入れる仕組みを導入します。

4. 財政の健全化

(1) 安定した歳入の確保

町の財政環境は厳しさを増しており、地方交付税の算定においても小規模町村への優遇措置を減額する改正が継続されています。このような中、町は町税等の徴収率向上に努めるとともに、受益者負担の公平性を基本とし、使用料、手数料の適正化により歳入の確保に努めます。

(2) 経費の節減

限りある財源の中で、社会基盤を整備し、行政サービス水準をできる限り維持・充実させていくため、経費全般について徹底的な見直しを行い、現状の行政サービスの必要性と社会状況の変化に対応した内容への移行を含めて検証し財政の健全化に取り組めます。